



福岡医発第 3258 号 (地)
令和 3 年 3 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

市町村における子ども医療費支給制度の状況について

本年 4 月からの本県の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大につきましては、令和 2 年 4 月 6 日付け福岡医発第 72 号 (地) にてご連絡申し上げているところです。

それに伴い、多くの市町村で、本年 4 月まで又は令和 3 年度中に制度の拡充が行われることから、今般、市町村制度改正状況一覧 (別紙 1)、及び令和 3 年 4 月 1 日時点での市町村制度状況一覧 (別紙 2) を作成した旨、福岡県福祉労働部より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙 1、2 につきましては、令和 3 年 3 月 24 日より福岡県庁ホームページ (URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-iryou.htm> 1)) にも掲載が予定されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

2児第2647号
令和3年3月9日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県福祉労働部長
(児童家庭課)



市町村における子ども医療費支給制度の状況について

本県の公費医療費支給制度の円滑な実施につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、子ども医療費支給制度を少子化対策の重要な柱と位置付け、令和3年4月から、対象年齢の拡大を行うこととしております。

このことに伴い、多くの市町村で令和3年度中に制度の拡充が行われますので、別添のとおり、市町村の制度改正状況一覧及び令和3年4月1日時点の制度状況一覧を作成しました。

つきましては、周知について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付書類

- ・子ども医療費支給制度 市町村制度改正状況一覧
- ・子ども医療費支給制度 市町村制度状況一覧（令和3年4月1日時点）

2 県ホームページ掲載（令和3年3月24日から掲載予定）

（掲載先）

トップページ＞健康・福祉・子育て＞子ども・青少年＞子育て支援＞子どもの医療費を助成します
（アドレス）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-iryou.html>

（ホームページ・メールマガジン等掲載案）

福岡県内の多くの市町村において、令和3年4月から子ども医療費支給制度が拡充されます。各市町村の制度状況一覧については、福岡県のホームページを確認ください。

【担当（問合せ先）】

福岡県福祉労働部児童家庭課

ひとり親家庭支援係 馬場・山口

TEL：092-643-3257

Mail：baba-k8209@pref.fukuoka.lg.jp

NO.	市町村名	改正時期	入院 1日あたりの自己負担額(月7月上限) 【○:自己負担無し】										通院 1月あたりの自己負担額 【○:自己負担無し】						所得制限 【○:無し】	平成29年4月以降に 使用する医療証		
			助成対象		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	助成対象		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	児童手当 準拠	子ども 医療証		乳幼児医療証 (※時期は現時点の 予定です)		
			小学 生	中学 生						小学 生	中学 生											
1	北九州市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○	斜線				
		R4.1.1改正	●	●	○	○	○	○	○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	1,600円	○	○	斜線			
		改正なし※	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	○(R1年9月頃まで)				
2	福岡市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.7.1改正	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	500円	500円	500円	○	○	斜線				
3	大牟田市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	○(R1年9月頃まで)				
		改正なし※	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	○(R1年9月頃まで)				
4	久留米市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,000円	3,500円	斜線	○	○	斜線			
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,000円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
5	直方市	現行	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	800円(小3) 1,200円(小4)	斜線	○	○	○(R5年4月頃まで)				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	800円(小3) 1,200円(小4)	1,600円	斜線	○	○	○(R5年4月頃まで)			
6	飯塚市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				
7	田川市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	○	○	斜線	○	○	斜線			
		改正なし	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	○	○	斜線	○	○	斜線			
8	柳川市	現行	●	●	○	500円			500円	斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線			
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			500円	斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,200円	斜線	○	○	斜線		
9	八女市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	1,200円	1,200円	斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)			
		改正なし	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	1,200円	1,200円	斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)			
10	筑後市	現行	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	1,200円	1,200円	斜線	○	○	斜線			
11	大川市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,200円	斜線	○	○	斜線			
12	行橋市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円		斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円		斜線	○	○	斜線				
13	豊前市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	800円	斜線	○	○	○(R2年3月頃まで)				
		改正なし※	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	800円	斜線	○	○	○(R2年3月頃まで)				
14	中間市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	斜線	○	○	斜線					
		R3.4.1改正	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	600円	1,600円	斜線	○	○	斜線				
15	小都市	現行	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	○(R1年9月頃まで)				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
16	筑紫野市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
17	春日市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
18	大野城市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
19	宗像市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	斜線	○	○	斜線					
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,600円	斜線	○	○	斜線				
20	太宰府市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
21	古賀市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
22	福津市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)					
		R3.4.1改正	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	1,600円	斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)				
23	うきは市	現行	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	600円	1,200円	斜線	○	○	○(R1年9月頃まで)				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
24	宮若市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	1,200円		斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	1,200円		斜線	○	○	○(R5年3月頃まで)				
25	嘉麻市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	○	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	○	斜線	○	○	斜線				
26	朝倉市	現行	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		R3.4.1改正	●	●	○	○	500円	500円	斜線	●	●	○	○	1,200円	1,600円	斜線	○	○	斜線			
27	みやま市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	800円	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	600円	800円	斜線	○	○	斜線				
28	糸島市	現行	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	500円			斜線	●	●	○	800円	1,200円	斜線	○	○	斜線				
29	那珂川市	現行	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				
		改正なし	●	●	○	○	○	○	斜線	●	●	○	○	1,200円	斜線	○	○	斜線				

子ども医療費支給事業 市町村制度改正状況一覧(R3.4.1以降)

(令和3年3月2日現在)

NO.	市町村名	改正時期	入院 1日あたりの自己負担額(月7日上限) 【○:自己負担無し】										通院 1月あたりの自己負担額 【○:自己負担無し】						所得制限 【○:無し】	平成29年4月以降に 使用する医療証		
			助成対象		3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	小学生	中学生	18歳 年度末	3歳未満	就学前	小学生	中学生	18歳 年度末	児童手当 準拠	子ども 医療証	乳幼児医療証 (※別表は国時点の 予定です)		
			小学生	中学生																		
30	宇美町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	篠栗町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	志免町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	須恵町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	新宮町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	久山町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	粕屋町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	芦屋町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
38	水巻町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
39	岡垣町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
40	遠賀町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
41	小竹町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(R3年4月頃まで)
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	鞍手町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
43	桂川町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	筑前町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	東峰村	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
46	大刀洗町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(R3年3月頃まで)
		R3.4.1改正	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(R3年3月頃まで)
47	大木町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
48	広川町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
49	香春町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
50	添田町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
51	糸田町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
52	川崎町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
53	大任町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
54	赤村	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
55	福智町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
56	苅田町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
57	みやこ町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
58	吉富町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				
59	上毛町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(H30年4月頃まで)
		改正なし※																				
60	築上町	現行	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		改正なし																				

※制度の改正はないが、すべて子ども医療証に移行済

【黒塗り】償還払です(窓口では支払が必要です)。
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。

(※)小竹町:中学生の入院自己負担は月20日上限(R3.3.31まで)です。

令和3年度 子ども医療費支給事業 市町村制度状況一覧

(令和3年4月1日時点)

NO.	市町村名	入院										通院										所得制限 【○：無し】	平成29年4月以降に 使用する医療証	
		助成対象		1日あたりの自己負担額(月7日上限) 【○：自己負担無し】							18歳 年度末	助成対象		1月あたりの自己負担額 【○：自己負担無し】							子ども 医療証		乳幼児医療証 (※時期は現時点の 予定です)	
				小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生				中学生	小学生	中学生	小学生	中学生						
1	北九州市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○						
	[R4.1.1以降]	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○						
2	福岡市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○						
	[R3.7.1以降]	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円	1,200円	500円	○	○						
3	大牟田市	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円		○	○							
4	久留米市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,000円	1,600円	○	○							
5	直方市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	800円(小3) 1,200円(小6)	1,600円	○	○	○(R6年4月頃まで)						
6	飯塚市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	1,200円		○	○							
7	田川市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
8	柳川市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円		○	○							
9	八女市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	1,200円		○	○	○(R5年3月頃まで)						
10	筑後市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	1,200円		○	○							
11	大川市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円		○	○							
12	行橋市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円		○	○								
13	豊前市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	800円		○	○							
14	中間市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円		1,600円	○	○						
15	小郡市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○						
16	筑紫野市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○							
17	春日市	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
18	大野城市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円		○	○							
19	宗像市	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円		1,600円	○	○							
20	太宰府市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○							
21	古賀市	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
22	福津市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円		1,600円	○	○	○(R5年3月頃まで)						
23	うきは市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	600円	1,200円	1,600円	○	○						
24	宮若市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	1,200円		○	○	○(R5年3月頃まで)						
25	嘉麻市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
26	朝倉市	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	1,200円	1,600円	○	○							
27	みやま市	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円	800円		○	○							
28	糸島市	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円		○	○							
29	那珂川市	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	1,200円		○	○							
30	宇美町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
31	篠栗町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
32	志免町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
33	須恵町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
34	新宮町	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	○	1,200円	1,600円	○	○						
35	久山町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
36	粕屋町	●	●	○	500円				○	●	●	○	800円	1,200円	1,600円	○	○							
37	芦屋町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
38	水巻町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
39	岡垣町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	1,200円	1,200円	○	○							
40	遠賀町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
41	小竹町	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	1,200円	1,600円	○	○							
42	鞍手町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
43	桂川町	●	●	○	○	500円				○	●	●	○	600円		○	○							
44	筑前町	●	●	○	500円				○	●	●	○	1,200円		1,600円	○	○							
45	東峰村	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
46	大刀洗町	●	●	○	500円				○	●	●	○	1,000円		○	○	○(R5年3月頃まで)							
47	大木町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
48	広川町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
49	香春町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
50	添田町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
51	糸田町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
52	川崎町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
53	大任町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
54	赤村	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
55	福智町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○						
56	苅田町	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円		○	○								
57	みやこ町	●	●	○	500円				○	●	●	○	600円		○	○								
58	吉富町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	800円		○	○							
59	上毛町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	800円		○	○							
60	築上町	●	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	600円		○	○							

黒塗り 償還払です(窓口では支払が必要です)。
なお、県外受診や他医療併給等で償還払いとなる場合があります。